

特記仕様書

第1章 総 則

本仕様書は、辻岩排水機場長寿命化工事に適用する。

第2章 工事内容

1.目的

この工事は、辻岩排水機場の実施計画に基づき、ポンプ製作据付の更新工事を行うものである。

2.工事場所

鳴門市撫養町大桑島

3.工事概要

本工事のポンプ製作据付工事概要は、以下のとおりである。

1) 排水ポンプ

・着脱式水中ポンプ $\phi 500\text{mm} \times 37\text{kW} \times 1$ 台 (着脱ベンド流用)

2) 逆流防止弁

1 台

4.適用する図書及び基準

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 揚排水ポンプ設備技術基準(案) | [河川ポンプ施設技術協会] |
| 揚排水ポンプ設備設計指針(案) | |
| (2) 道路管理施設等設計指針(案) | [日本建設機械化協会] |
| 道路管理施設等設計要領(案) | |
| (3) ダム・堰施設技術基準(案) | [ダム・堰施設技術協会] |
| (4) 水門鉄管技術基準 | [水門鉄管協会] |
| (5) 日本工業規格(JIS) | [日本規格協会] |
| (6) 日本電気工業会標準規格(JEM) | [日本電気工業会] |
| (7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | |
| (8) 電気設備技術基準 | |
| (9) 四国電力社内規定 | |
| (10) 労働安全衛生規則 | |
| (11) 河川管理施設等構造令 | [国土交通省] |
| (12) その他関連法規、規定など | |

5.施工範囲

本工事の施工範囲は、ポンプ機械設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。

第3章 施工条件

1.工程制限

ポンプ機器設備等については、工期終了までに試運転調整ができるように工事を完成しなければならない。

2.工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には8ヶ月を見込んでいる。
- (2) 現場据付工事の工事期間には雨天、休日等を含め、3ヶ月程度を見込んでいる。
(なお、休日等は日曜日・祝日及び夏期・冬期休暇のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。)

第4章 現場条件

1.搬入路

現場への搬入路については、現地確認を行うものとする。

2.第三者に対する措置

(1) 保安対策

現地の交通状況等により必要な場合は、監督員と協議するものとする。

この場合は、契約の変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理するものとする。

3.関係機関との調整

請負者は、関係する機関と必要な調整を行うこととする。

第5章 提出図書等

1.承諾図書

承諾図書は、A4 版装丁とし 2 部(承諾後の返却分を 1 部含む)作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。

2.完成図書等

完成図書は A4 版装丁とし、提出部数は2部とする。

なお、完成図書の内容、編集等については監督員と打ち合わせのうえ作成するものとする。

また、完成図書にはアフターケア体制について、会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁するものとする。

3.届出書等

請負者は、本工事に必要な申請書を作成し監督員に提出することとする。

第6章 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。
2. 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象業務とすることができる。対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領（徳島県 CALS/EC ホームページ）

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

第7章 仮 設

1.工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第8章 工事用地等、

道路使用等関連機関との調整を図るものとする。

第9章 支給電力等

本工事の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

第 10 章 設 計

1. 一般事項

- 1) 請負者は、本章に示す設計条件等に基づき、設備の製造設計を行うものとする。
- 2) 請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

2. 計画諸元

1) φ 500 水中ポンプ

①形式口径・台数	φ 500mm×1 台
②吐出量	35.2 m ³ /min
③全揚程	3.7m
④ポンプ電動機出力	37kW
⑤電圧	200V

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- 1) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性・ 安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとする。
- 2) 使用する機器、部:品等は日本国内で調達可能なものとする。
- 3) 本工事に使用する外注品は JIS、またはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能について請負者は責任を持つものとする。

2. 計画諸元

1)主ポンプ

① 形式	水中汚水ポンプ
② 口径	φ 500mm
③ 台数	1 台
④ 吐出量	35.2 m ³ /min
⑤ 全揚程	3.7m
⑥ 駆動方式	スターデルタ
⑦ ポンプ電動機出力	37kW×200V×60Hz
⑧ フランジ規格	JIS-10k
⑨ 使用材料	ケーシング FC200 同等品 羽根車 FC200 同等品 主軸 SUS420J2 同等品以上
⑩付属品	水中ケーブル、吊上げ用チェーン、その他必要なもの

2) 弁類

① 形式	スイング式逆止弁
② 口径	500mm
③ 使用水	雨水排水
④ フランジ規格	JIS-10k
⑤ 据付足	無
⑥ 台数	1 台
⑦ 使用材料	弁箱・弁体 FC/SUS 弁座 メーカー標準品 弁棒 メーカー標準品

第 12 章 運転操作要領

1. 操作内容

本機場は、ポンプ吸込側水位の制御を目的とし、ポンプの運転操作は原則としてフロートスイッチによる自動運転とし、必要に応じて手動操作可能なものとする。

2. 運転操作

1) ポンプの始動条件

ポンプの始動条件は次の通りとする。

- ① 吸水槽の水位が規定値以上にあること。
- ② 保護継電器が動作していないこと。

2) 保護機能

ポンプ運転中に各機器等に異常が生じた場合、それを検出し状態に応じて停止、警報、表示の動作を行わせる保護機能を設けるものとする。

3) ポンプ等機器類の運転操作

- (1) 通常運転動作は自動運転で行い、水位計にて推移検知し、設定水位によりポンプを運転するものとする。
商用電源にて運転するポンプが自動にて運転するものとする。

- ① 流入(外水)水位上昇
- ② ポンプ運転

上記動作は基本的動作事項であり、管理水位、外水位を十分把握し、監督員と協議の上、提案・承諾を得るものとする。

4) 停止操作

(1) ポンプ自動停止

流入水量の減少により水位を検知と、運転していた各機器は自動にて停止するものとする。

- (2) 操作盤の操作開閉器を「停止」側に投入すると対象機器を手動にて停止させることもできるものとする。

5) 保護警報装置

ポンプ運転中に故障が発生した時、ポンプは自動的に停止し、操作盤の集合故障表示器に表示させるものとする。

第 13 章 塗装

1. 一般事項

- (1) 水中ポンプ及びポンプ制御盤の塗装はメーカー標準塗装とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後タッチアップ程度の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い塗装を仕上げるものとする。

- 3. 塗装の種類、塗装回数、標準膜厚は監督員と協議し、決定するものとする。

第14章 据 付

1. 据 付

本工事の据付は、他の排水機場工事、及び、鳴門市のポンプ施設整備工事と関連するため、配管経路、箱抜き形状、位置、本工事からの支給品など他の工事と調整を図り、適切な処理を行うものとする。

2. 輸 送

据付を行う設備及び機器等を現場第に一時仮置きする場合は、監督員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

3. 機械設備

(1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準を定め、所定の位置に水平、垂直の芯出しを行い、アンカーボルト、鋼製への取り付けボルトナット等により確実に取り付けるものとする。

(2) ポンプ設備のケーブル、電線保護管は本工事に含む。

(3) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設及び他の構造物に損傷を与えないように留意する。

(4) 吐出管の据付においては状況などを確認し、場合によっては発注者と協議し防護コンクリートなど適切な処理を行うものとする。

(5) 据付部仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込み用モルタル並びにポンプピットへの取付けボルトナット等は本工事に含む。

4. 操作(電気)設備

(1) 操作(電気)設備の配置は原則として設計図書によるものとするが、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮すること。

(2) 操作(電気)設備の据付に当たっては、機器及び装置の機能、現状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。

(3) 操作(電気)設備を固定する取付ボルト等については、各機器及び装置に作用する水平力及び鉛直力に応じたボルトナットを選定しなければならない。

(4) 電線等は、負荷等に対して余裕のある電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力等を与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理剤及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(5) 電線等の配線において動力線と制御線は分離するものとする。

(6) 電気設備技術基準に基づき接地を設けるものとする。

5. 工事材料の検査又は試験

工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督員から請求があった場合はこれに応じなければならない。

第 15 章試験及び検査

本工事の段階確認は下記に示すとおりとする。

ただし、方法、日程、監督員による確認(検査)及び立会等については監督員と協議し、工場の段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

- (1) 材料確認(主ポンプ設備、弁類)
- (2) 寸法確認(主ポンプ設備、弁類)
- (3) 性能確認(主ポンプ設備)
- (4) 漏洩確認(主ポンプ設備)
- (5) 塗装確認(主ポンプ設備、弁類)
- (6) 試運転調整確認
- (7) 総合試運転調整確認

第 16 章 工事カルテの作成及び登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受け、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、鹿録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。但し、請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督員に提出しなければならない、なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

工事カルテ作成等に要する費用は、請負者の負担とする。

第 17 章 その他

1. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。

・対象機種一覧

一般工事用建設機械	備 考
・バックホウ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式)・ ・ホイールクレーン	・ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kW～260kW)を 搭載した建設機械に限る

備考

道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

2.建設工事に係る資材の再資源に関する法律に係る資料の提出

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 11 条による通知を工事着手前に行う必要があることから、再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を速やかに提出しなければならない。
尚、工事完成後には第 18条による再資源化等報告書を提出しなければならない。

3.特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)。

以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じるものとする。

(2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項等を書面に記載し、監督員に報告する。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

第 18 章 定めなき事項等

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めなき事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。